

①事前審査(評定)に必要な書類

事前審査(評定)申請書
土庄町ホームページ、土庄町住民環境課窓口または各地区公民館に申請書を置いてありますので、土庄町住民環境課まで提出ください。 審査(評定)後、結果を連絡します。ただ令和8年4月現在、順番待ちの案件が100件以上あり、基本的に順番でのご連絡となりますので今しばらくお待ちください。

「交付申請書」を提出してくださいと連絡があったら

②老朽危険空き家除却支援事業補助金交付申請に必要な書類

交付申請
1 土庄町老朽危険空き家除却事業費補助金交付申請書(様式第1号)
2 除却工事实施(変更)計画書(様式第2号)
3 工事見積書の写し 白黒コピー可。
4 建物平面図
5 現場写真
見積を依頼した業者が作成してくれます。
6 建物及び土地の所有者が確認できる書類 建物 法務局で登記簿を取得してください。 土地 法務局で登記簿を取得してください。
7 納税証明書(完納証明書でよい) 申請者が所属する市町村の税務課で、申請者の税金の完納証明書を取得してください。 申請者と建物の所有者が別の場合はそれぞれの完納証明書が必要です。
8 建物所有者(名義人)以外の者による申請の場合 所有者から、手続き全般に係る行為の委任状をもらって提出してください。
9 その他町長が必要と認める書類 提出の必要があれば申請者に連絡します。

事前審査の結果、補助条件を満たしていると連絡がありましたら、上記の「交付申請」の準備をお願いします。ただし実施がいつになるかは予算の都合もあり、現時点ではお答えできませんのでご了承ください。

③老朽危険空き家除却支援事業補助金完了実績報告に必要な書類

完了実績報告	
1	完了実績報告書(様式第5号) 除却工事が完了したら、完了日から30日以内に、町に提出してください。
2	工事請負契約書の写し 白黒コピー可。報告書といっしょに提出してください。
3	請求書又は領収書の写し(除却工事業者が発行したもの) 白黒コピー可。報告書といっしょに提出してください。
4	工事状況写真(施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの) 除却工事業者から町に提出してください。
5	建設リサイクル法第10条第1項の規定による届け出の写し(補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る。) 除却工事業者から町に提出してください。
6	廃棄物処理法第12条の3の産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し 除却工事業者から町に提出してください。
7	その他町長が必要と認める書類 提出の必要があれば申請者に連絡します。

※ 空き家の除却工事が完了しましたら、完了実績報告を行ってください。
それに伴い町から補助金交付確定通知書及び補助金交付請求書をお送りしますので振込口座名等(申請者名義の口座でお願いします)を記入の上、土庄町住民環境課まで提出ください。

※2 空き家のごみ(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ)の捨て方について
元住居である空き家のごみは一般廃棄物にあたります。解体事業者は建設廃材の運搬はできますが、一般廃棄物の収集運搬は法的に出来ないため、注意が必要です。
解体工事着手前、又は解体時に、所有者または管理している方が申請者となって土庄町のごみの出し方に従って捨てていただくか、土庄町が許可する収集許可業者に取りに来てもらうかになります。

土庄町一般廃棄物収集許可事業者(令和8年4月現在)

- 有限会社小豆島、○株式会社オリーブ環境開発、○株式会社赤岩環境センター、
- 株式会社MCS(事業所が島外のため急な対応は不可)、
- 株式会社トミウン(空き家解体時のごみのみ収集運搬許可)

解体工事開始より前に地域のごみステーションに捨てる場合は、ごみステーションを管理する自治会長に事前にご相談ください。(ごみの量や自治会員かどうかによってトラブルになることがあるため)

所有者または管理している方が車で直接運搬して処分される場合は、土庄町役場まで処分ごみを車に乗せてきて、住民環境課職員が確認後、許可証をもらってから可燃ごみは小豆島クリーンセンター(料金の目安 1 t未満330円)、不燃ごみは有限会社小豆島(料金の目安 10kg110円)へ持込してください。(土庄町内の住所で発生したごみであれば、ごみを捨てようとする人が土庄町民かどうかは不問ですが、必ず所有者または管理している方が手続き及び処分をしてください)

指定ごみ袋に入らないごみは、粗大ごみになります。所有者または管理している方が直接処分する場合は、土庄町役場にて所有者または管理している方が手続きを行い、粗大ごみシール(種類及び重量によって1枚330円の枚数が変わる)を購入しての排出を希望する場合は、排出予定日の前週に土庄町役場で申込みするケースと、シールの購入を行い、指定された場所に購入したシールを必要数貼ってください。

豊島での残置ごみは、所有者または管理している方が豊島公民館で許可証をもらってから可燃ごみは豊島浄苑跡地に、不燃ごみは原則水曜日に豊島処分場の所定の位置に置いてください。(豊島ではごみの収集車の関係上、自治会のごみステーションに大量に置かれると、収集車に乗りきらず、取り残しが発生するおそれがあるため事前にご相談ください。)

粗大ごみは収集車の手配がありますので、豊島公民館で事前にご相談ください。

資源ごみについては、「毎週水曜、木曜日」、品目「缶」・「ビン」・「ペットボトル」・「発泡スチロール」・「割れたガラス、陶器」に限り旧土庄町役場奥に資源ごみ置き場を設置しておりますのでご活用ください。それ以外の品目は地域の資源ごみ収集日をご確認ください。